苫小牧市指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び指定地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護(小規模特養)入所に関する指針

1 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)及び苫小牧市介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年条例第15号)の規定に基づき、苫小牧市における指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)(以下「施設」という。)の入所に関する手続き等を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所判定の対象となる者

入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により設置する介護認定審査会において、要介護3から5までの認定を受けた者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1または2の者の特例的な施設への入所(以下、「特例入所」という。)が認められる者とすること。

3 特例入所要件の判定

- (1) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。また、地域の実情を踏まえ、苫小牧市において必要と認める事情があれば、それも考慮すること。
- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通 の困難さが頻繁にみられること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難 であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること
- (2) 特例入所の入所判定が行なわれるまでの間に、施設と苫小牧市との間で情報共有等を行なうこと。

その取扱としては、特例入所の申込みがあった場合、施設は、苫小牧市に対して報告を行うとともに、申込者が特例入所の要件に該当するか否かを判断するに当たって

適宜その意見を求めること。

4 入所の申込み

(1) 申込方法

入所の申込みは、入所申込書に、介護保険被保険者証を添付して、原則として本人 又は家族が直接入所を希望する施設に対して行うものとする。なお、特例入所に係わ る入所申込みの場合には、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが 困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入 所申込みに際し求めることとする。

(2) 受理簿の管理

施設は、入所の申込みがあった場合は、その内容が適正であるかを判断して受理し、 受理簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、申込の辞退や他施設へ の入所等の事由が生じた場合は、受理簿にその内容を記録しなければならない。

(3) 施設への連絡

入所申込者は、申込後に次に掲げる事由が生じた場合は、速やかにその旨を当該施設に連絡するものとする。

- ① 本人の状況(要介護認定の更新を含む。)や介護者の状況に変更が生じた場合。
- ② 申込の辞退や他の施設等に入所が決定したなどの理由により、当該施設に入所する必要がなくなった場合。

5 要介護認定資料の外部提供

- (1) 苫小牧市は、入所判定基準に基づき実施する「一次判定」に必要な情報として、苫 小牧市長が保有する要介護認定資料の外部提供の求めがあったときは、要介護者本人 の同意があった場合に限り、外部提供の対象とし、個人情報の開示を行う。
- (2) 入所判定のため要介護認定資料の外部提供を依頼できる者は、申込書を受理した施設長とする。
- (3) 外部提供を求める手続き及びその取扱いについては、苫小牧市長が別に定める。

6 入所判定委員会

- (1) 施設は、入所の選考・決定にかかる事務を処理するために、合議制の入所判定委員会(以下「判定委員会」という。)を設置しなければならない。
- (2) 判定委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、判定委員会には施設以外の第三者(地域の代表として選任されている当該施設を運営する社会福祉法人の評議員や住民団体の代表者等)を加えることが望ましい。
- (3) 判定委員会は、委員長(合議体の長をいう。以下同じ。)及び委員をもって組織する。
- (4) 委員長は、施設長をもって充てる。

- (5) 委員長は、判定委員会の会務を総理し、合議体を代表する。
- (6) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- (7) 判定委員会は、委員長が招集し、原則として3カ月に1回開催するものとする。ただし、委員長が必要があると認めた場合は、随時に開催することができる。
- (8) 判定委員会は、入所選考者名簿(以下「選考者名簿」という。)を調製するとともに、これに基づき入所順位の決定を行う。また、特例入所の入所判定をする際には、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、苫小牧市に意見を求めることが望ましい。
- (9) 施設は、判定委員会を開催したときは、協議の内容を記録した議事録を作成し、これを2年間保存するものとする。
- (10) 施設は、苫小牧市から求めがあったときは、議事録を提出するものとする。

7 選考者名簿の調製

(1)調製の方法

判定委員会は、別紙「入所判定基準」に基づき「一次判定」及び「総合判定」を実施する。「総合判定」の結果に基づいて、入所優先度の高いものから順番に選考者名簿に登載する。

同一の「総合判定」がなされた者については、入所申込年月日や入所希望年月日などを勘案して、優先順位を決定する。

(2)調製の時期

選考者名簿は、判定委員会を開催するごとに調製する。

8 入所者の決定

施設長は、空きベッドが発生した場合には、選考者名簿の上位登載者から順に入所の 意思確認を行い、入所者を決定する。

9 特別な事由による入所

施設長は、次のいずれかに該当する場合には、判定委員会を開催することなく申込者の入所を決定できる。ただし、この場合において、施設長は事後の当該判定委員会で報告するものとする。

- ① 災害又は事件・事故等により緊急に入所が必要と認められ、かつ、判定委員会を 開催する余裕がない場合。
- ② 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置委託による場合。
- ③ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通 所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)に規定する厚生労働大臣 が定める入所者の数の基準の特例利用の運用をする場合。

④ その他施設長がやむを得ない理由があると認めた場合。

10 その他の取扱い

(1) 既入所申込者の取扱い

この指針の施行の際、既に施設への入所申込をしている者については、この指針に よる申込があったものとみなす。

施設は、既入所申込者に対して、この指針の周知及びこの指針に基づく入所申込書の提出を行うよう勧奨するものとする。

(2) 入所辞退者の取扱いについて

入所の順番が到来し、その意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は、当該申込者の順位を繰り下げる。ただし、本人の入院等やむを得ない理由により一時辞退をする場合は、順位を保留するものとする。また、順位を繰り下げた後に再度の辞退があった場合は、受理簿及び選考者名簿から削除することができる。

11 適正運用

- (1) 苫小牧市は、この指針を公表するとともに、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- (2) 施設は、この指針に基づき、適正に入所の選考・決定を行うものとし、事務の取扱いについては、要綱等を定め適正な運用に努めるものとする。
- (3) 施設は、入所を希望する者等に対して、この指針の内容及び施設の取扱いについて 適切な説明を行うものとする。
- (4) 施設は、申込者から入所の順位や選考等にかかる説明又は資料の開示の求めがあった場合には、個人のプライバシーに配慮し、適切な対応を行うものとする。
- (5) 判定委員会の委員は、職務上知り得た入所希望者やその家族等に関する個人情報を漏らしてはならない。また、委員を退任した後も同様とする。

12 附則

- (1) この指針は、平成15年4月1日から施行する。
- (2) 施設における、この指針に基づく入所決定の運用は、平成15年7月1日から開始する。
- (3) この指針は、平成23年1月31日から施行する。
- (4) この指針は、平成25年4月1日から施行する。
- (5) この指針は、平成27年3月1日から施行する。 施設における、この指針に基づく入所決定の運用は、平成27年4月1日以降に施設に入所する者から適用する。

(6) この指針は、令和5年4月7日から施行する。

別紙「入所判定基準」

- 1 判定指針の判定要素1<要介護度>
- (1) 判定方法

要介護度をそのまま利用する。

(2) 判定基準

要介護5~1を、そのまま5段階に位置付けること。

① Aランク:要介護5

② Bランク:要介護4

③ Cランク:要介護3

④ Dランク:要介護2

⑤ Eランク:要介護1

- 2 判定指針の判定要素 2 < 精神・行動障害等の状況 >
- (1) 判定方法

「認定調査票(基本調査)」等の調査項目の結果をそのまま利用することとし、「要介護度」との考え方でいえば、要介護度はいわゆる「問題行動」をも含み、総合的に勘案しているものであるが、精神・行動障害等については、在宅等でのケアの難易度に大きく影響する事項であることから、あらためて本基準の項目として設定する。

精神・行動障害等の状況を、次に掲げる18項目について、3区分(ア.ない、イ. ときどきある、ウ. ある)に分類する。

- ① 目的もなく動き回ること
- ② 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなること
- ③ 物を盗られたなどと被害的になること
- ④ 作話をし周囲に言いふらすこと
- ⑤ 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になること
- ⑥ 夜間不眠あるいは昼夜の逆転
- ⑦ しつこく同じ話をすること
- ⑧ 大声をだすこと
- ⑨ 助言や介護に抵抗すること
- ⑩ 「家に帰る」等と言い、落ち着きがないこと
- Ⅲ 1人で外に出たがり、目が離せないこと
- ② いろいろなものを集めたり、無断で持ってくること
- ③ 物や衣類を壊したり、破いたりすること
- ⑪ ひどい物忘れ

- (B) 意味もなく独り言や独り笑いをすること
- 16 自分勝手に行動すること
- ⑤ 話がまとまらず会話にならないこと
- ® 家族以外の他者の集まりに参加することを強く拒否したり、適応できないこと

(2) 判定基準

検討項目の18項目について、それぞれ3区分(ア. ない、イ. ときどきある、ウ. ある)とし、下記の考え方により5段階に位置付けること。

- ① Aランク:「イ. ときどきある」と「ウ. ある」の合計項目数が10項目以上
- ② Bランク:「イ. ときどきある」と「ウ. ある」の合計項目数が7~9項目
- ③ $Cランク: 「イ. ときどきある」と「ウ. ある」の合計項目数が<math>4\sim6$ 項目
- ④ Dランク:「イ.ときどきある」と「ウ.ある」の合計項目数が1~3項目
- ⑤ Eランク:18項目とも「ア. ない」というケース

3 判定指針の判定要素3<介護者等の状況>

(1) 判定方法

検討項目を、家族構成、介護者の有無、介護者の年齢、介護者の健康、介護可能時間、要介護者との関係の6項目とし、それぞれ良好な状態から、生活課題があると思われる状態まで3区分(ア、イ、ウ)に分類する。

介護者等の状況を、次に掲げる6項目について、3区分(ア、イ、ウ)に分類する。

家族構成

(ア:イ・ウ以外の世帯、イ:高齢者夫婦世帯、ウ:独居)

② 介護者の有無

(ア:主たる介護者以外に必要時に協力者有り、イ:介護者は一人のみ、ウ:介護者はいない)

③ 介護者の年齢

(ア:60歳未満、イ:60~74歳、ウ:75才以上(介護者はいない))

④ 介護者の健康

(ア:健康である、イ:健康に不安を抱えている、ウ:介護者自身が要介護者である(介護者はいない))

⑤ 介護可能時間

(ア:十分に介護に当たる時間有り、イ:一部不在になる時間有り、ウ:ほとんど時間が取れない(介護者はいない))

⑥ 要介護者との関係

(ア:良好、イ:介護は行っているが疲労感が強い、ウ:介護放棄等、最低限の 関わりのみ(介護者はいない))

(2) 判定基準

検討項目の6項目について、下記の考え方により5段階に位置付けること。

- ① Aランク:家族構成が「独居」で、介護者の有無が「介護者はいない」という ケース
- ② Bランク:「イ」と「ウ」の合計項目数が5~6項目
- ③ Cランク:「イ」と「ウ」の合計項目数が3~4項目
- ④ Dランク:「イ」と「ウ」の合計項目数が1~2項目
- ⑤ Eランク:6項目とも「ア」のケース

4 判定指針の判定要素4<生活・経済等の状況>

(1) 判定方法

検討項目を、待機状況、在宅サービス利用率、在宅サービス利用状況、保険料の段階、住居の5項目とし、それぞれ良好な状態から、生活課題があると思われる状態まで5段階(ア、イ、ウ、エ、オ)に分類する。

生活・経済等の状況を、次に掲げる5項目について5段階(ア、イ、ウ、エ、オ) に分類する。

① 待機状況

(P: 施設・病院等に入所中で退所の働きかけがない<入所中で退所の働きかけがある=入所可能期間、A: 制限なし、 $p:6\sim12$ カ月、x:6 カ月未満、x:6 名(2)

② 在宅サービス利用率

(ア:施設・病院等に入所(院)中、イ:限度額の40%未満、ウ:限度額の40%未満、ホ:限度額の60%~80%未満、オ:限度額の80%以上)

③ 在宅サービス利用状況

(ア:施設・病院等に入所(院)中、イ:十分サービスを利用している、ウ:ま あまあサービスを利用している、エ:一部サービスを抑制している、オ:ほと んどサービスを抑制している)

④ 保険料の段階

(ア:第5段階以上、イ:第4段階、ウ:第3段階、エ:第2段階、オ:第1段階)

⑤ 住居

(ア:施設・病院等に入所(院)中、イ:快適な生活のできる住宅、ウ:一部居住性に問題がある、エ:かなり居住性に問題がある、オ:帰る住まいがない)

(2) 判定基準

それぞれの検討項目ごとに、「ア」に0点、「イ」に1点、「ウ」に2点、「エ」に3点、「オ」に4点の得点を与え、合計点数を算出し、下記によりランクを設定する。

- Aランク:16~20点
- ② Bランク:11~15点
- ③ Cランク:6~10点
- ④ Dランク:1~5点
- ⑤ Eランク:0点
- 5 「一次判定」について(判定指針により自動的に設定されるランク)
- (1) 判定方法

判定要素 $1\sim4$ の区分(A、B、C、D、E)ごとに、それぞれ「4、3、2、1、0」点を与え合計点数を算出する。

(2) 判定基準

合計点数で、最終的に「一次判定」として下記によりランク分けを行う。

- ① Aランク:12点以上
- ② Bランク:8~11点
- ③ Cランク:4~7点
- ④ Dランク:1~3点
- ⑤ Eランク:0点
- 6 「総合判定」について
- (1) 判定方法

判定委員会において、「一次判定」と「さらに検討すべき事項」を勘案して、各施設としての最終的な「総合判定」を行う。

(2) 判定基準

「一次判定」に、次に掲げる検討事項を勘案して、最終的な「総合判定」を行う。

- ① 介護者が急で重大な疾病などにより、介護の継続が困難になったような場合への配慮。
- ② 家庭内での虐待、災害、事件、事故などにより、介護体制が著しく低下した場合への配慮。
- ③ 空きベッドが生じた居室の男女別の状況への配慮。
- ④ 空きベッドが生じた居室あるいは施設棟の特性(認知症高齢者専用棟など)への配慮。
- ⑤ 入居希望者が夫婦等で、同時の同室入居を希望する場合への配慮。
- ⑥ 入居希望者の要医療状態と、施設が持つ医療機能とのマッチングへの配慮。
- ⑦ その他、勘案すべき事項への配慮。

苫小牧市指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)○○園入所判定委員会の設置及び運営に関する要綱(参考例)

1 趣旨

苫小牧市指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)入所指針(以下「入所指針」という。)に基づく、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)への入所に関する事務の取扱いについては、別に定めがあるものを除き、この要綱の定めるところによる。

2 入所判定委員会

- (1)特別養護老人ホーム(又は小規模特養)○○園(以下「施設」という。)は、入所の 選考・決定にかかる事務を処理するため、合議制の入所判定委員会(以下「判定委員 会」という。)を設置する。
- (2) 判定委員会は、施設職員(施設長、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等)及び施設以外の第三者(地域の代表者として選任されている当該施設を運営する社会福祉法人の評議員や住民団体の代表者)で構成する。
- (3) 判定委員会は、委員長(合議体の長をいう。以下同じ。)及び委員をもって組織する。
- (4) 委員長は、施設長をもって充てる。
- (5) 委員長は、判定委員会の会務を総理し、合議体を代表する。
- (6) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。
- (7) 判定委員会は、委員長が招集し、原則として3カ月に1回開催する。ただし、委員長が必要があると認めた場合は、随時に開催することができる。
- (8) 判定委員会は、入所選考者名簿(以下「選考者名簿」という。)を調製するとともに、これに基づき入所順位の決定を行う。また、特例入所の入所判定をする際には、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、苫小牧市に意見を求めることが望ましい。

3 選考者名簿の調製

判定委員会は、入所指針に定める手続きに基づいて選考者名簿を調製しなければならない。

4 入所者の決定

施設長は、空きベッドが発生した場合には、選考者名簿の上位登載者から順に入所の

意思確認を行い、入所者を決定する。ただし、特別な事由があると認められる場合には この限りでない。

5 記録の保存

- (1) 施設は、判定委員会を開催したときは、協議の内容を記録した議事録を作成し、これを2年間保存するものとする。
- (2) 施設は、苫小牧市から求めがあったときは、議事録を提出する。

6 守秘義務

判定委員会の委員は、職務上知り得た入所希望者やその家族等に関する個人情報を漏らしてはならない。また、退任した後も同様とする。

7 説明責任

施設は、申込者から入所の順位や選考等にかかる説明又は資料の開示の求めがあった 場合には、個人のプライバシーに配慮し、適切な対応を行うものとする。

8 雑則

この要綱に定めるもののほか、入所の選考・決定にかかる事務に関し必要な事項は、別に定める。

9 附則

この要綱は、平成○○年○○月○○日から実施する。